

(令和3年9月10日提出)

令和3年9月議会定例会議案

新 潟 市

令和3年9月議会定例会議案

目 次

議案第63号	令和3年度新潟市一般会計補正予算	1
議案第64号	令和3年度新潟市介護保険事業会計補正予算	9
議案第65号	令和3年度新潟市病院事業会計補正予算	12
議案第66号	新潟市地域保健福祉センター条例の一部改正について	13
議案第67号	新潟市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	14
議案第68号	新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正について	15
議案第69号	新潟市手数料条例の一部改正について	19
議案第70号	新潟市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正について	20
議案第71号	新潟市道路占用料条例の一部改正について	21
議案第72号	新潟市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について	23
議案第73号	新潟市都市公園条例の一部改正について	24
議案第74号	市道路線の認定及び廃止について	25
議案第75号	監査委員の選任について	46
議案第76号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	47
議案第77号	財産の処分について	48
議案第78号	契約の締結について	49
議案第79号	未処分利益剰余金の処分について	50
議案第80号	決算の認定について	51
報告第4号	継続費精算報告書の報告について	52

議案第 6 3 号

令和 3 年度新潟市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 3 年度新潟市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7, 2 6 0, 5 6 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 0 2, 1 6 1, 9 3 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加、変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 3 年 9 月 1 0 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 国庫支出金		70,908,015	4,559,293	75,467,308
	1 国庫負担金	51,711,817	247,500	51,959,317
	2 国庫補助金	18,920,390	4,311,793	23,232,183
20 県支出金		24,040,802	1,530,200	25,571,002
	2 県補助金	8,378,193	1,530,200	9,908,393
21 財産収入		818,686	202,581	1,021,267
	2 財産売払収入	605,684	202,581	808,265
22 寄附金		496,700	51,000	547,700
	1 寄附金	496,700	51,000	547,700
24 繰越金		56,001	476,237	532,238
	1 繰越金	56,001	476,237	532,238
25 諸収入		21,503,254	21,758	21,525,012
	5 雑入	1,386,393	21,758	1,408,151
26 市債		48,052,600	419,500	48,472,100
	1 市債	48,052,600	419,500	48,472,100
歳 入	合 計	394,901,369	7,260,569	402,161,938

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		40,406,806	431,281	40,838,087
	1 総務管理費	36,089,641	334,581	36,424,222
	3 戸籍住民基本台帳費	1,061,617	96,700	1,158,317
3 民生費		122,539,829	476,906	123,016,735
	2 児童福祉費	45,177,025	462,400	45,639,425
	3 障がい福祉費	23,150,621	14,506	23,165,127
4 衛生費		26,765,071	3,927,482	30,692,553
	1 保健衛生費	16,019,174	3,927,482	19,946,656
5 労働費		1,548,440	5,000	1,553,440
	1 労働諸費	1,548,440	5,000	1,553,440
6 農林水産業費		6,036,726	100,000	6,136,726
	1 農業費	3,043,170	100,000	3,143,170
7 商工費		17,348,913	1,582,200	18,931,113
	1 商業費	15,788,799	1,529,000	17,317,799
	2 工業費	1,560,114	53,200	1,613,314
8 土木費		54,746,438	423,900	55,170,338
	4 都市計画費	27,144,414	343,900	27,488,314
	5 公園緑地費	2,782,868	80,000	2,862,868
9 消防費		9,938,616	47,000	9,985,616
	1 消防費	9,938,616	47,000	9,985,616
10 教育費		57,687,436	266,800	57,954,236
	1 教育総務費	9,619,957	150,800	9,770,757
	4 高等学校費	1,529,898	86,000	1,615,898

款	項	補正前の額	補正額	計
	7 生涯学習費	2,743,958	30,000	2,773,958
歳	出	合	計	
		394,901,369	7,260,569	402,161,938

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	電子収納システム改修事業	8,300
		電子入札システム改修費	24,800

第3表 債務負担行為補正

1 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
マイナンバーカード出張申請等事業	令和 4年度	112,000
青山こ線橋補修事業	令和 4年度から 令和 5年度まで	570,000

2 変更

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
児童相談所庁舎整備改修事業	令和 4年度から 令和 5年度まで	446,596	令和 4年度から 令和 5年度まで	562,000

第4表 地方債補正

1 変更

(単位 千円)

起債の目的	前				後			
	補 限度額	起債 の方法	利 率	償 還の方法	補 限度額	起債 の方法	利 率	償 還の方法
児童相談所整備事業費	23,100	普通 貸借	年5.0%以内 (ただし、	借り入れの年から据置 期間を含み30年以内に	169,800	普通 貸借	年5.0%以内 (ただし、	借り入れの年から据置 期間を含み30年以内に
都市計画施設整備事業 費	74,400	又は 債券	利率見直し 方式で借り	元利均等又は元金均等 若しくは不均等の方法	342,200	又は 債券	利率見直し 方式で借り	元利均等又は元金均等 若しくは不均等の方法
消防施設整備事業費	185,400	発行 (他 の地 方公 共団 体と の共 同発 行を 含む 。)	入れる場合 で、政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について利 率の見直し を行った後 においては 、当該見直 し後の利率)	により、毎年度1期又 は2期に償還する。た だし、財政の都合によ り据置期間中であって も繰上償還し、償還年 限を短縮し、又は低利 債に借り換えることが できる。	190,400	発行 (他 の地 方公 共団 体と の共 同発 行を 含む 。)	入れる場合 で、政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について利 率の見直し を行った後 においては 、当該見直 し後の利率)	により、毎年度1期又 は2期に償還する。た だし、財政の都合によ り据置期間中であって も繰上償還し、償還年 限を短縮し、又は低利 債に借り換えることが できる。

議案第 6 4 号

令和 3 年度新潟市介護保険事業会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度新潟市の介護保険事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 2 2, 8 7 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 5, 0 8 7, 1 7 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 9 月 1 0 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		1	922,873	922,874
	1 繰越金	1	922,873	922,874
歳入	合計	84,164,300	922,873	85,087,173

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 基金積立金		454	191,235	191,689
	1 基金積立金	454	191,235	191,689
5 諸支出金			731,638	731,638
	1 償還金		731,638	731,638
歳 出	合 計	84,164,300	922,873	85,087,173

議案第 6 5 号

令和 3 年度新潟市病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 3 年度新潟市病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第 2 条 令和 3 年度新潟市病院事業会計予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 市民病院資本的収入	1,701,209	32,615	1,733,824
第 2 項 負担金交付金	1,010,609	9,472	1,020,081
第 3 項 補助金		23,143	23,143

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 市民病院資本的支出	2,872,598	32,615	2,905,213
第 1 項 建設改良費	832,740	32,615	865,355

令和 3 年 9 月 1 0 日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 66 号

新潟市地域保健福祉センター条例の一部改正について

新潟市地域保健福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 9 月 10 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市地域保健福祉センター条例の一部を改正する条例

新潟市地域保健福祉センター条例（平成 9 年新潟市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中央区中央地域保健福祉センターの項を削る。

別表第 2 中央区入舟健康センターの項中「中央区入舟健康センター」を「中央区中央健康センター」に、「健康相談室」を「健康相談室，診察室，歯科指導室」に改める。

附 則

この条例は，令和 3 年 12 月 27 日から施行する。

議案第 67 号

**新潟市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
改正について**

新潟市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 9 月 10 日 提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
を改正する条例**

新潟市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年新潟市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 5 条第 1 項中「第 19 条第 10 号」を「第 19 条第 11 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 68 号

新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正について

新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 9 月 10 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年新潟市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準（第 51 条・第 52 条）」を
「 第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準（第 51 条・第 52 条）
第 4 章 雑則（第 53 条）」に

改める。

第 5 条第 2 項から第 6 項までを削る。

第 38 条第 2 項を削る。

本則に次の 1 章を加える。

第 4 章 雑則

（電磁的記録等）

第 53 条 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）は、記録，作成，保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものにつ

いては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式
その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子
計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により
行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、
当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に
代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該
書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理
組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の
使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この
条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次
に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することがで
きる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提
出したものとみなす。

（1） 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使
用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係
る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録され
た記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育
・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認
定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受け
る旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の
使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（2） 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事

項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、第4項中「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「提供を受けない」とあるのは「同意

を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和3年8月2日からこの条例の施行の日の前日までの間に、この条例の規定において書面等で行うことが規定されているものについて、改正後の条例の規定の例により書面等に代えて、電磁的記録又は電磁的方法（以下この項において「電磁的記録等」という。）により行っていた者は、改正後の条例の規定により電磁的記録等を行っていたものとみなす。

議案第 69 号

新潟市手数料条例の一部改正について

新潟市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 9 月 10 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市手数料条例の一部を改正する条例

新潟市手数料条例（平成 12 年新潟市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表のうち（1）の表中 6 の項を削り，7 の項を 6 の項とし，8 の項から 16 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表のうち（1）の表の規定は，この条例の施行の日以後に受理した申請に係る手数料について適用し，同日前に受理した申請に係る手数料については，なお従前の例による。

議案第 70 号

新潟市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正について

新潟市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 9 月 10 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新潟市動物の愛護及び管理に関する条例（平成 25 年新潟市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

目次中「犬猫販売業者に係る基準遵守義務等」を「犬猫の輸送に関する帳簿の備付け」に改める。

第 3 章の章名を次のように改める。

第 3 章 犬猫の輸送に関する帳簿の備付け

第 18 条第 2 項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 1 号

新潟市道路占用料条例の一部改正について

新潟市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 9 月 1 0 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市道路占用料条例の一部を改正する条例

新潟市道路占用料条例（昭和 4 7 年新潟市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表法第 3 2 条第 1 項第 2 号に掲げる物件の項の次に次のように加える。

法第 3 2 条第 1 項第 3 号に掲げる施設	自動運行 補助施設	法第 2 条	地下に設	長さ 1 メートルにつき 1 年	3
		第 2 項第 5 号に規定する自動運行装置による	けるもの		
		検知の対象として設置する導線その他の線類	その他のもの	1 0	
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類			1 本につき 1 年
その他のもの	上空に設けるもの	占用面積 1 平方メートルに	4 9 0		

		地下に設 けるもの	つき1年	290
	その他のもの			970

別表法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設の項中「第32条第1項第3号及び第4号」を「第32条第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 2 号

新潟市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について

新潟市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 9 月 1 0 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例

新潟市道路の構造の技術的基準等に関する条例（平成 2 4 年新潟市条例第 9 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 6 条中「柵」を「自動運行補助施設，柵」に改める。

第 4 8 条を第 4 9 条とし，第 4 7 条の次に次の 1 条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第 4 8 条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には，歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には，歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは，歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において，必要があると認めるときは，当該場所に街灯，ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物，物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 1 8 年法律第 9 1 号）第 1 0 条第 1 項に規定する新設特定道路を除く。）は，同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第 73 号

新潟市都市公園条例の一部改正について

新潟市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 9 月 10 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市都市公園条例の一部を改正する条例

新潟市都市公園条例（昭和 32 年新潟市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の 14 第 3 号を次のように改める。

（3） 削除

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第74号

市道路線の認定及び廃止について

次のとおり市道路線の認定及び廃止をするものとする。

令和3年9月10日提出

新潟市長 中原 八一

1 認定する路線

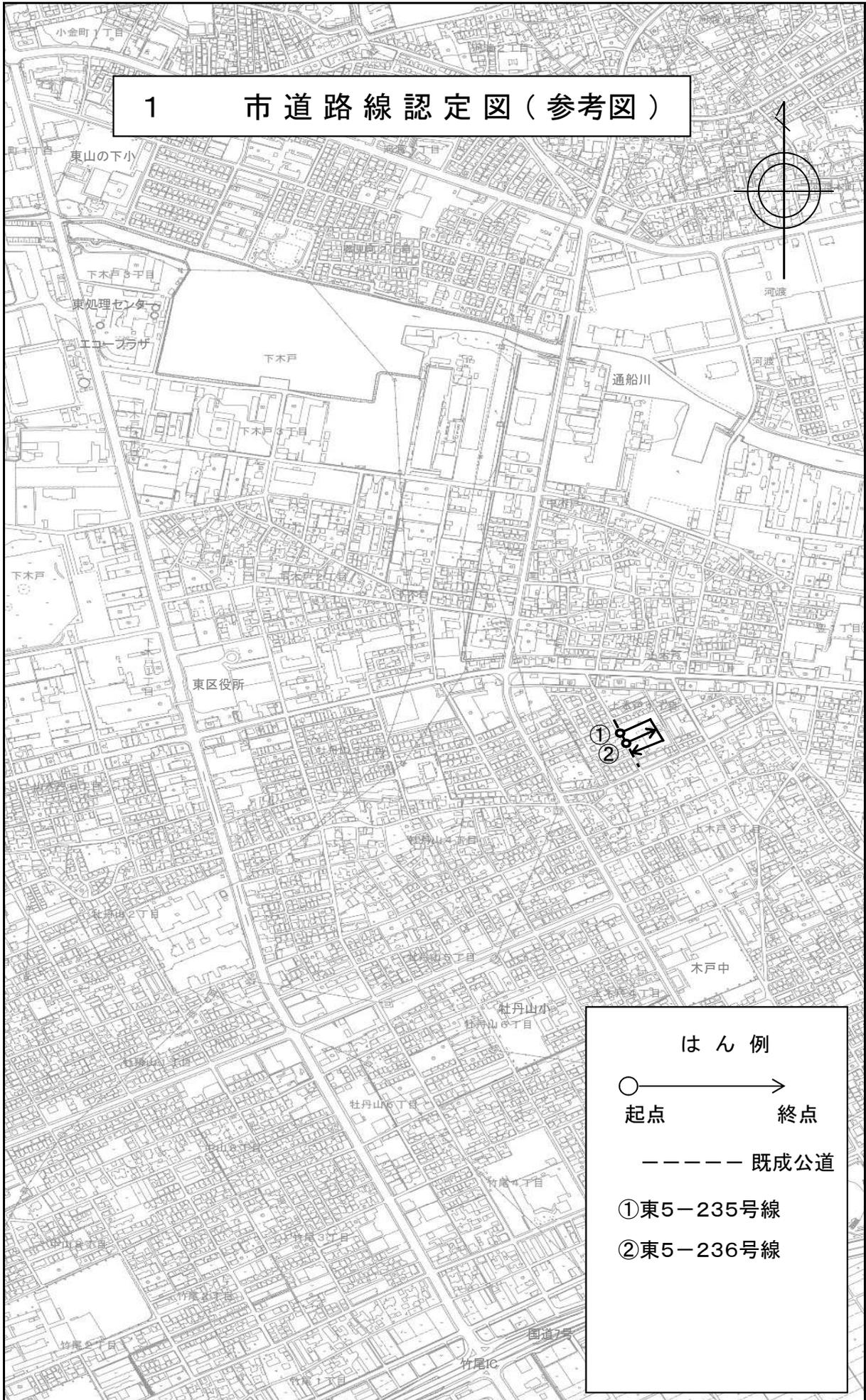
図面 番号	路線名	起 点		重要な経過地
		終 点		
1	東5- 235号線	新潟市東区上木戸一丁目27番29地先		新潟市東区上木戸一丁目 27番37地先
	新潟市東区上木戸一丁目27番4地先			
1	東5- 236号線	新潟市東区上木戸一丁目27番49地先		新潟市東区上木戸一丁目 27番47地先
	新潟市東区上木戸一丁目27番45地先			
2	横越1- 602号線	新潟市江南区二本木字池田郷1465番1地先		新潟市江南区二本木字池 田郷1774番3地先
	新潟市江南区二本木字浦新田2081番地先			
2	横越1- 609号線	新潟市江南区二本木五丁目1675番1地先		新潟市江南区二本木字池 田郷1638番1地先
	新潟市江南区二本木字池田郷1596番地先			
2	横越1- 610号線	新潟市江南区二本木五丁目1684番2地先		新潟市江南区二本木字池 田郷1524番1地先
	新潟市江南区二本木字池田郷1407番1地先			
2	横越1- 611号線	新潟市江南区二本木字池田郷1524番1地先		新潟市江南区二本木字池 田郷1499番3地先
	新潟市江南区二本木字池田郷1585番地先			
2	横越1- 629号線	新潟市江南区二本木四丁目2589番3地先		新潟市江南区二本木四丁 目1369番1地先
	新潟市江南区二本木字池田郷1416番1地先			
3	亀田1- 199号線	新潟市江南区曙町一丁目乙391番2地先		新潟市江南区曙町一丁目 乙391番1地先
	新潟市江南区曙町一丁目乙391番4地先			
4	亀田1- 291号線	新潟市江南区日水三丁目109番5地先		新潟市江南区日水三丁目 108番3地先
	新潟市江南区日水三丁目113番1地先			

図面 番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
4	亀田1－ 293号線	新潟市江南区日水三丁目74番3地先	新潟市江南区日水三丁目 76番地先
		新潟市江南区日水三丁目77番1地先	
3	亀田1－ 692号線	新潟市江南区砂岡二丁目1698番8地先	新潟市江南区砂岡二丁目 1698番7地先
		新潟市江南区砂岡二丁目1698番4地先	
3	亀田1－ 693号線	新潟市江南区砂岡四丁目1683番6地先	新潟市江南区砂岡四丁目 1683番21地先
		新潟市江南区砂岡四丁目1683番4地先	
3	亀田1－ 694号線	新潟市江南区砂岡三丁目1076番5地先	新潟市江南区砂岡三丁目 1075番15地先
		新潟市江南区砂岡三丁目1075番13地先	
3	亀田1－ 695号線	新潟市江南区砂岡三丁目984番地先	新潟市江南区砂岡三丁目 1017番5地先
		新潟市江南区砂岡三丁目1115番4地先	
5	亀田1－ 696号線	新潟市江南区五月町三丁目479番2地先	新潟市江南区五月町三丁 目479番15地先
		新潟市江南区鶴ノ子一丁目198番1地先	
5	亀田1－ 697号線	新潟市江南区亀田緑町三丁目679番9地先	新潟市江南区亀田緑町三 丁目678番12地先
		新潟市江南区亀田緑町三丁目679番28地先	
3	亀田1－ 698号線	新潟市江南区所島二丁目724番24地先	新潟市江南区所島二丁目 724番6地先
		新潟市江南区所島二丁目724番24地先	
4	亀田1－ 699号線	新潟市江南区茅野山字山ノ下118番1地先	新潟市江南区茅野山字山 ノ下119番1地先
		新潟市江南区茅野山字山ノ下119番1地先	
4	亀田1－ 700号線	新潟市江南区茅野山字山ノ下89番1地先	新潟市江南区茅野山字山 ノ下91番2地先
		新潟市江南区茅野山字山ノ下91番2地先	
6	新津2－ 667号線	新潟市秋葉区新津東町二丁目370番5地先	新潟市秋葉区新津東町二 丁目376番12地先
		新潟市秋葉区新津東町二丁目385番9地先	
7	白根2－ 666号線	新潟市南区能登字前476番7地先	新潟市南区能登字前474 番16地先
		新潟市南区能登字前474番19地先	

図面 番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
8	白根 2 - 7 2 6 号線	新潟市南区山崎興野字大割 2463 番 5 地先	新潟市南区山崎興野字大 割 2462 番 1 地先
		新潟市南区新山崎町一丁目 2437 番 9 地先	
9	西南 2 - 2 4 7 号線	新潟市西区五十嵐中島三丁目 3296 番 9 地先	新潟市西区五十嵐中島三 丁目 3296 番 10 地先
		新潟市西区五十嵐中島三丁目 3296 番 11 地先	
1 0	西 4 - 1 9 1 号線	新潟市西区新通字腰廻 2812 番 24 地先	新潟市西区新通字腰廻 2812 番 1 地先
		新潟市西区新通字腰廻 2812 番 10 地先	
1 0	西 4 - 1 9 2 号線	新潟市西区坂井東六丁目 1238 番 3 地先	新潟市西区坂井東六丁目 1237 番 1 地先
		新潟市西区坂井東六丁目 1226 番地先	
1 1	黒崎 1 - 4 4 9 号線	新潟市西区鳥原字前川原 2929 番 12 地先	新潟市西区鳥原字前川原 2931 番 5 地先
		新潟市西区鳥原字前川原 2929 番 21 地先	

2 廃止する路線			
図面 番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1 2	横越 1 -	新潟市江南区二本木字池田郷 1404 番地先	新潟市江南区二本木字池 田郷 1774 番 3 地先
	6 0 2 号線	新潟市江南区二本木字浦新田 2081 番地先	
1 2	横越 1 -	新潟市江南区二本木五丁目 1691 番 1 地先	新潟市江南区二本木字池 田郷 1638 番 1 地先
	6 0 9 号線	新潟市江南区二本木字池田郷 1596 番地先	
1 2	横越 1 -	新潟市江南区二本木五丁目 1668 番地先	新潟市江南区二本木字池 田郷 1526 番 1 地先
	6 1 0 号線	新潟市江南区二本木字池田郷 1408 番地先	
1 2	横越 1 -	新潟市江南区二本木字池田郷 1526 番 1 地先	新潟市江南区二本木字池 田郷 1499 番 3 地先
	6 1 1 号線	新潟市江南区二本木字池田郷 1582 番 1 地先	
1 2	横越 1 -	新潟市江南区二本木四丁目 2589 番 3 地先	新潟市江南区二本木四丁 目 1369 番 1 地先
	6 2 9 号線	新潟市江南区二本木字下郷 1384 番 4 地先	
1 3	亀田 1 -	新潟市江南区亀田曙町一丁目乙 391 番 2 地先	新潟市江南区曙町一丁目 乙 390 番 3 地先
	1 9 9 号線	新潟市江南区亀田曙町一丁目乙 388 番 1 地先	
1 4	亀田 1 -	新潟市江南区茅野山字山ノ下 109 番地先	新潟市江南区茅野山字山 ノ下 115 番 1 地先
	2 9 1 号線	新潟市江南区茅野山字山ノ下 119 番地先	
1 4	亀田 1 -	新潟市江南区茅野山字山ノ下 74 番地先	新潟市江南区茅野山字山 ノ下 79 番地先
	2 9 3 号線	新潟市江南区茅野山字山ノ下 91 番地先	
1 5	新津 2 -	新潟市秋葉区新津東町二丁目 385 番 9 地先	新潟市秋葉区新津東町二 丁目 376 番 14 地先
	6 6 7 号線	新潟市秋葉区新津東町二丁目 376 番 19 地先	
1 6	白根 2 -	新潟市南区能登 476 番 1 号 1 地先	新潟市南区能登 476 番 6 地先
	6 6 6 号線	新潟市南区能登 476 番 5 地先	
1 7	西川 2 -	新潟市西蒲区旗屋字舟場 927 番地先	新潟市西蒲区旗屋字舟場 930 番地先
	1 1 4 号線	新潟市西蒲区旗屋字舟場 925 番地先	

1 市道路線認定図（参考図）



はん例

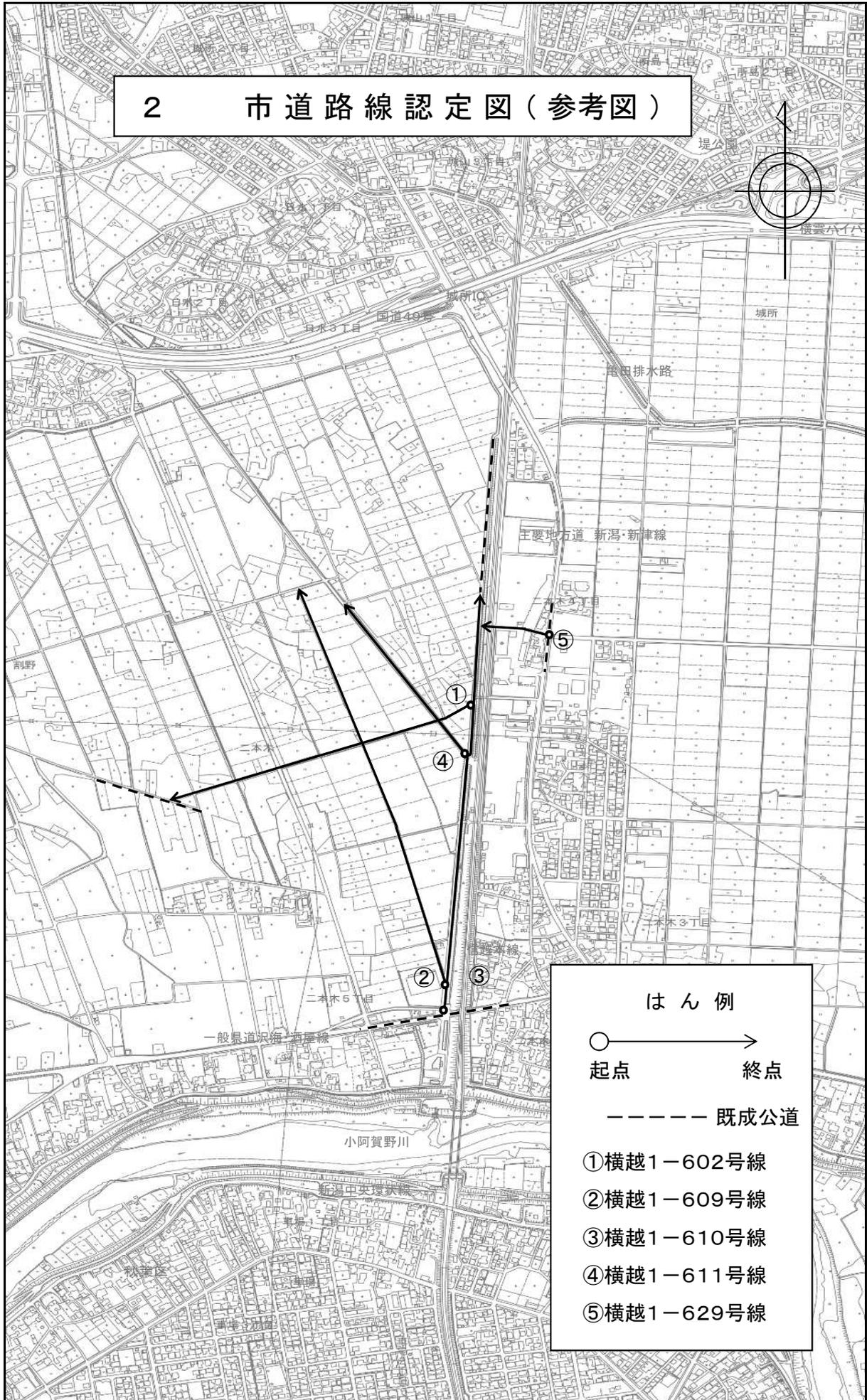
○ → 起点 終点

----- 既成公道

①東5-235号線

②東5-236号線

2 市道路線認定図（参考図）



はん例

○ →
 起点 終点

----- 既成公道

- ①横越1-602号線
- ②横越1-609号線
- ③横越1-610号線
- ④横越1-611号線
- ⑤横越1-629号線

4 市道路線認定図（参考図）



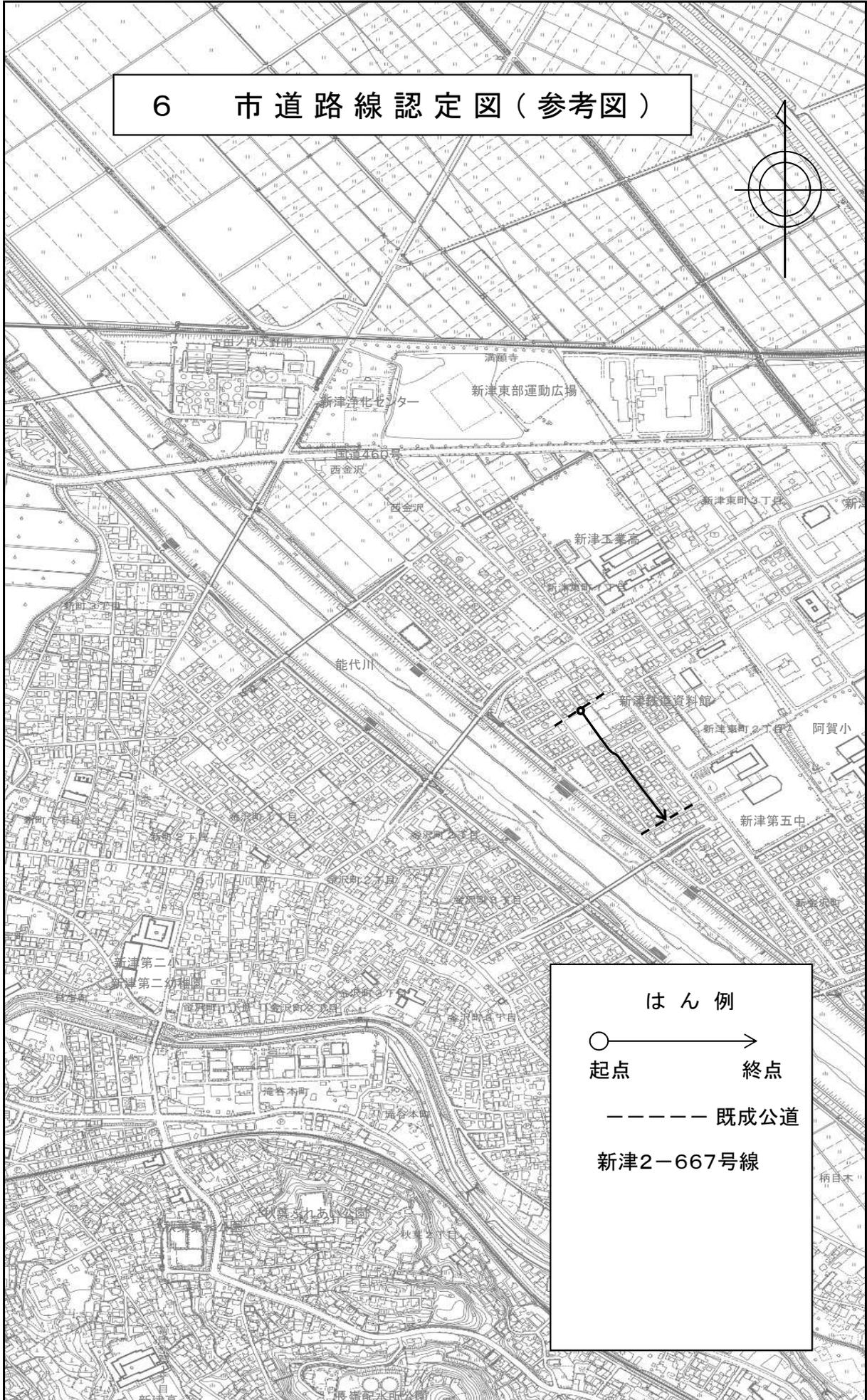
はん例

○ →
 起点 終点

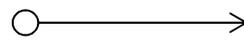
----- 既成公道

- ① 亀田1-291号線
- ② 亀田1-293号線
- ③ 亀田1-699号線
- ④ 亀田1-700号線

6 市道路線認定図（参考図）



はん例



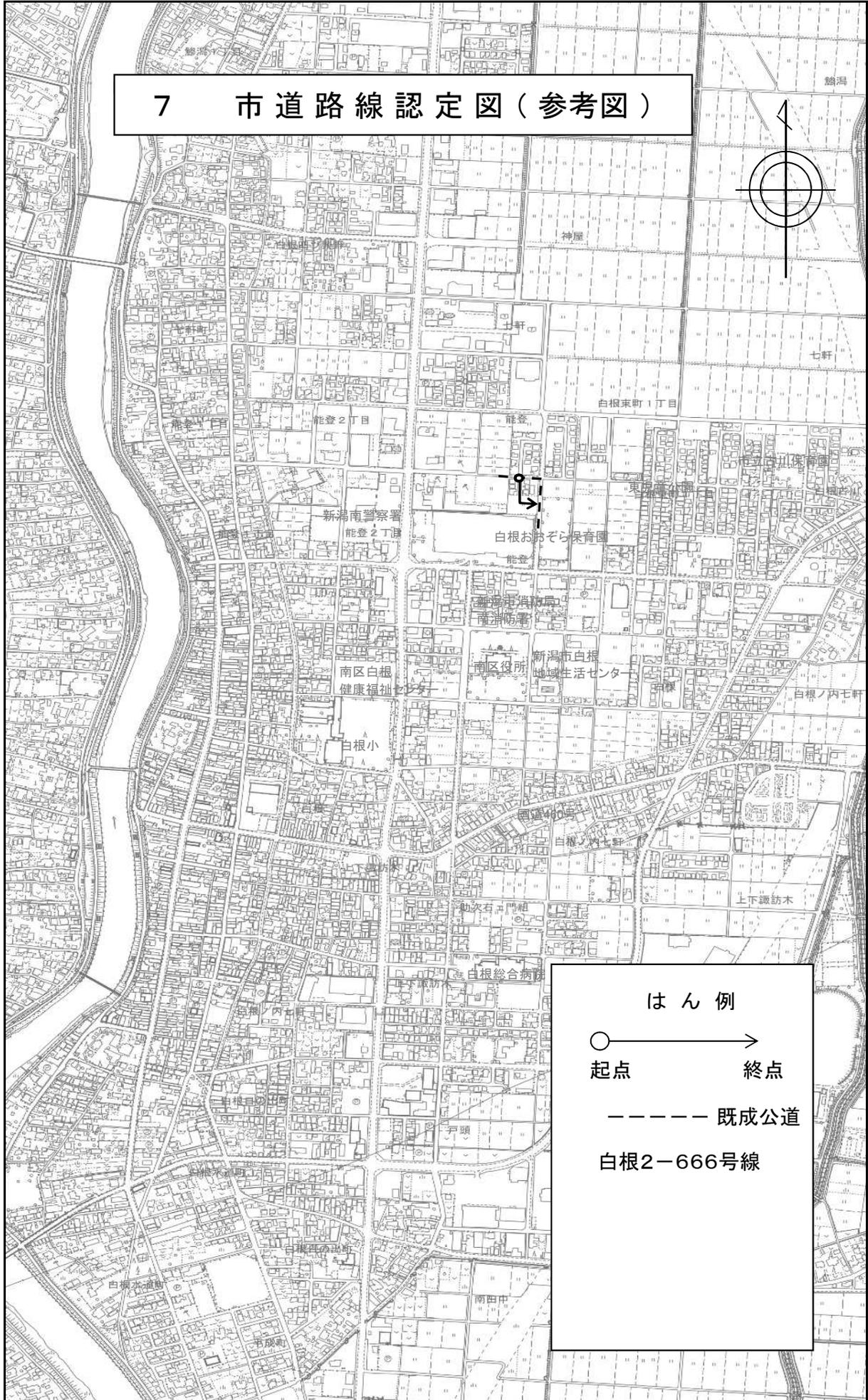
起点

終点

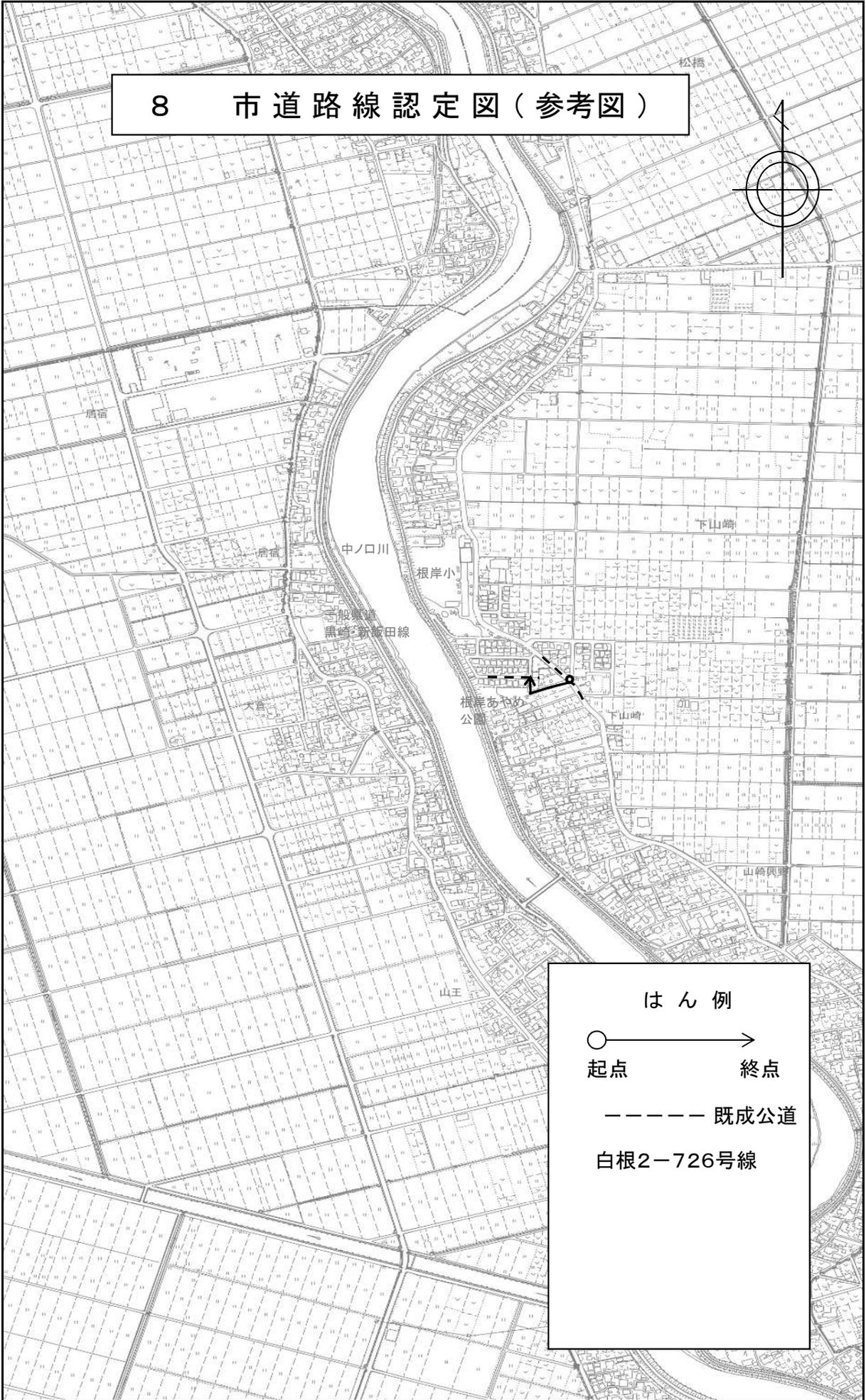
----- 既成公道

新津2-667号線

7 市道路線認定図（参考図）



8 市道路線認定図（参考図）



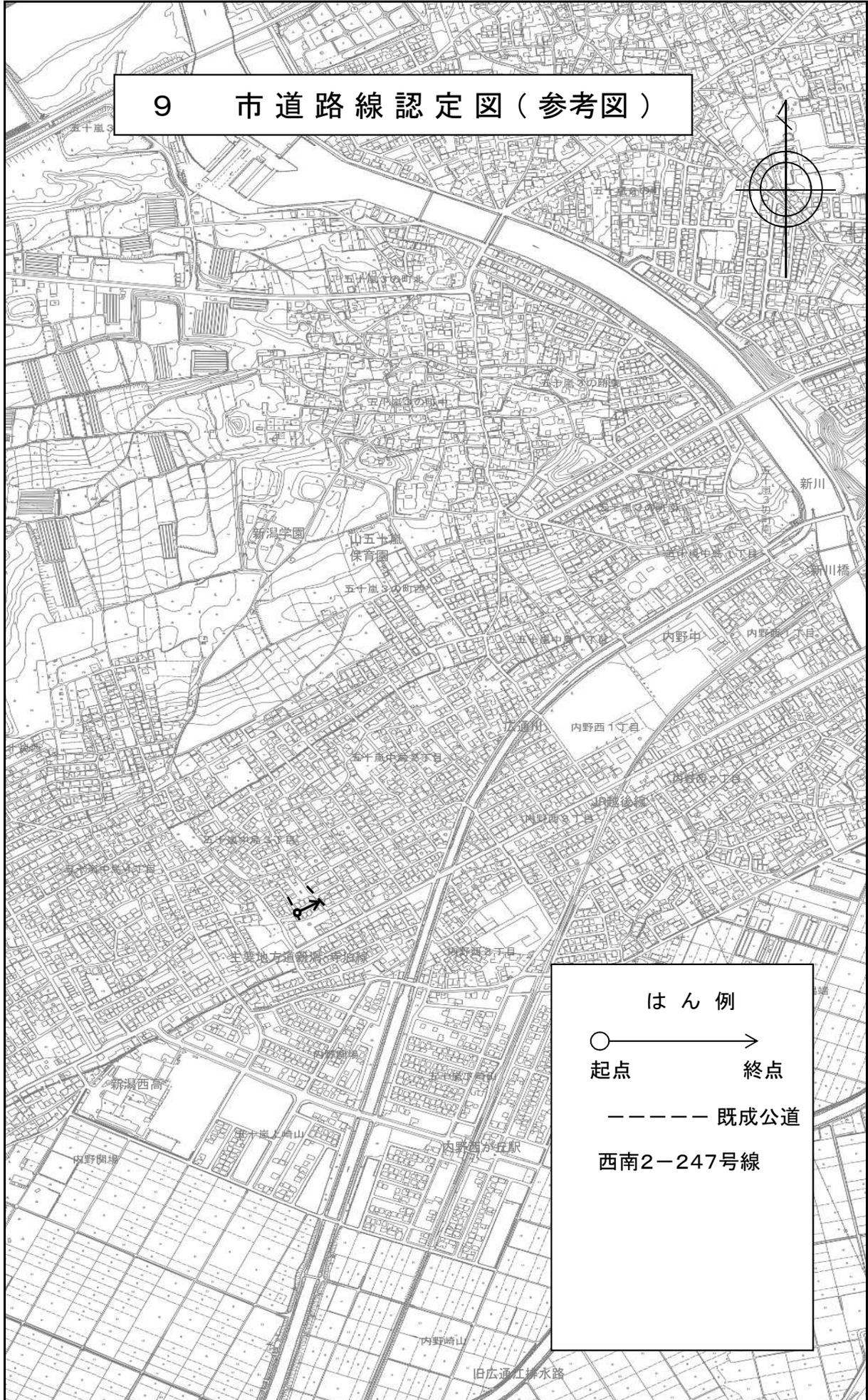
はん例



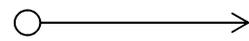
----- 既成公道

白根2-726号線

9 市道路線認定図（参考図）



はん例



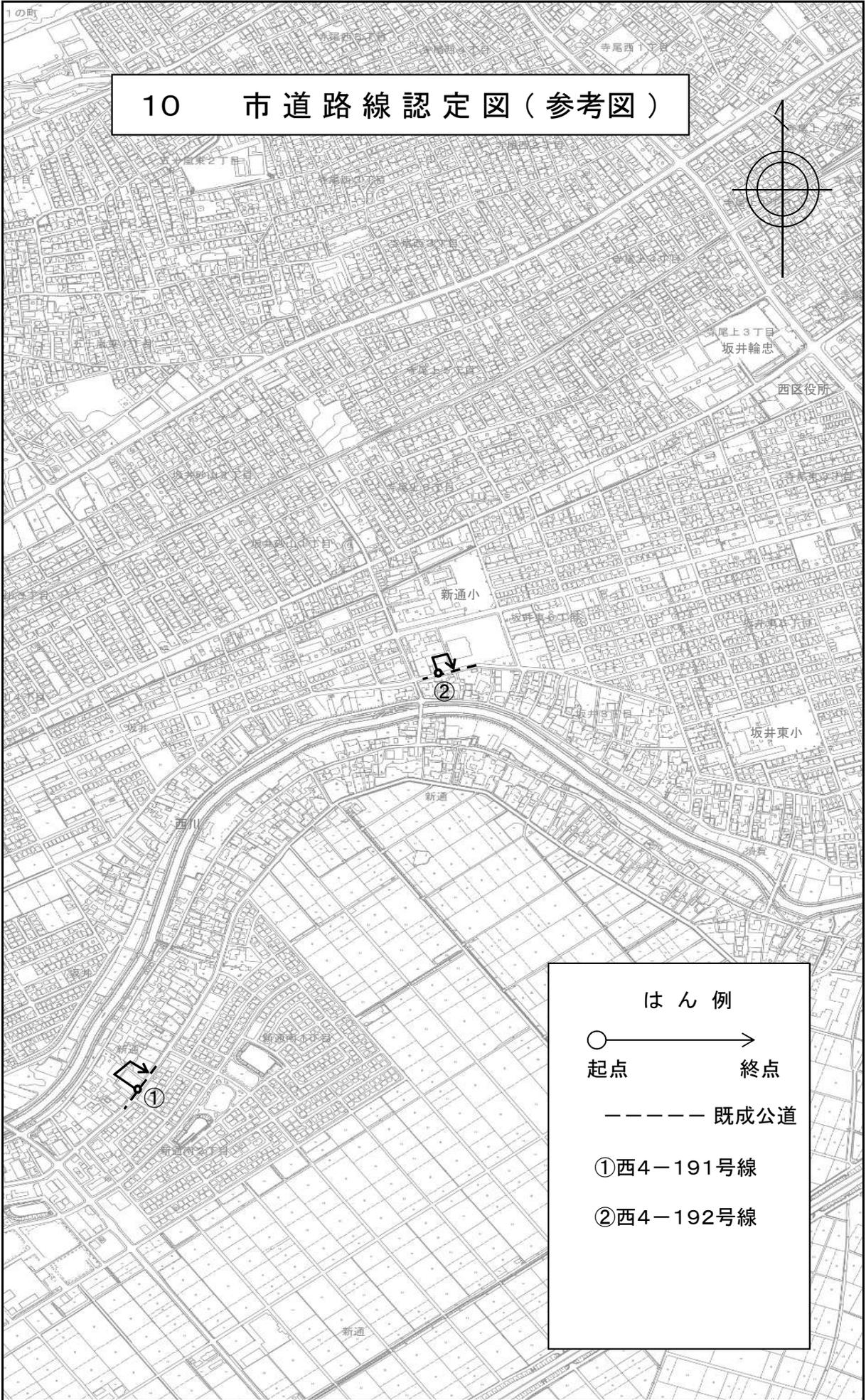
起点

終点

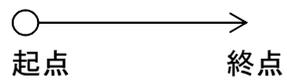
----- 既成公道

西南2-247号線

10 市道路線認定図（参考図）



はん例

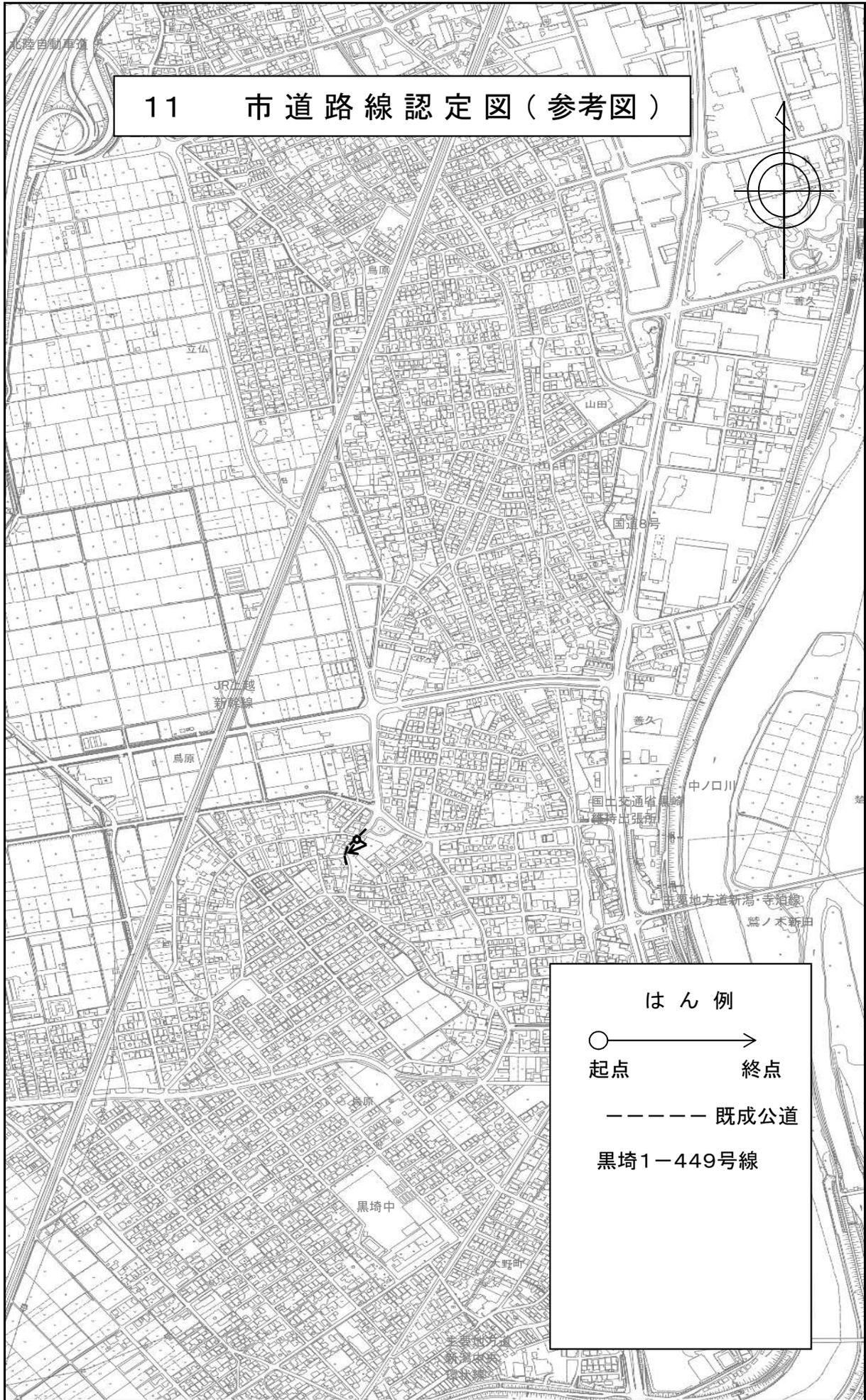


----- 既成公道

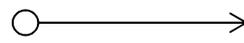
①西4-191号線

②西4-192号線

11 市道路線認定図（参考図）



はん例



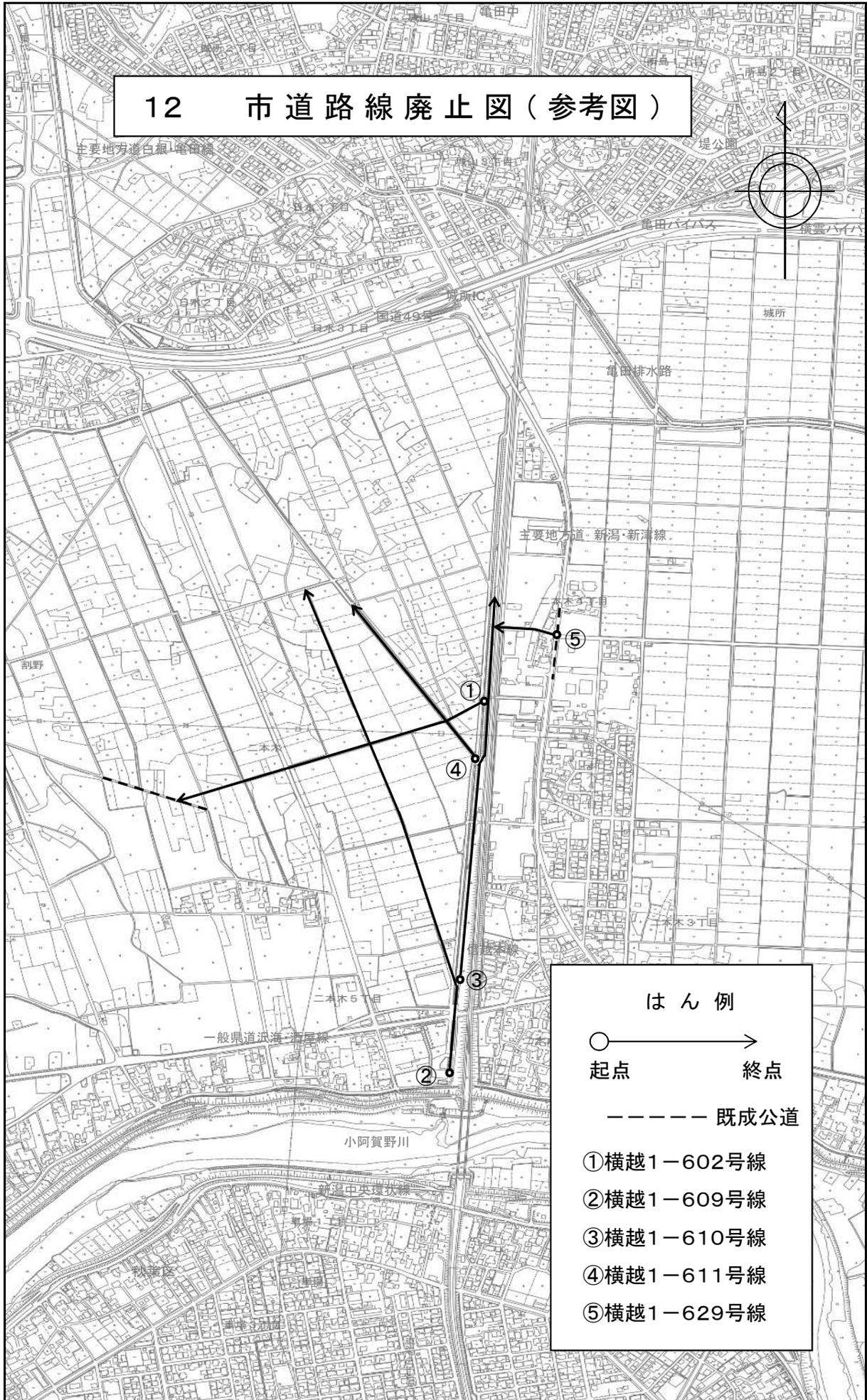
起点

終点

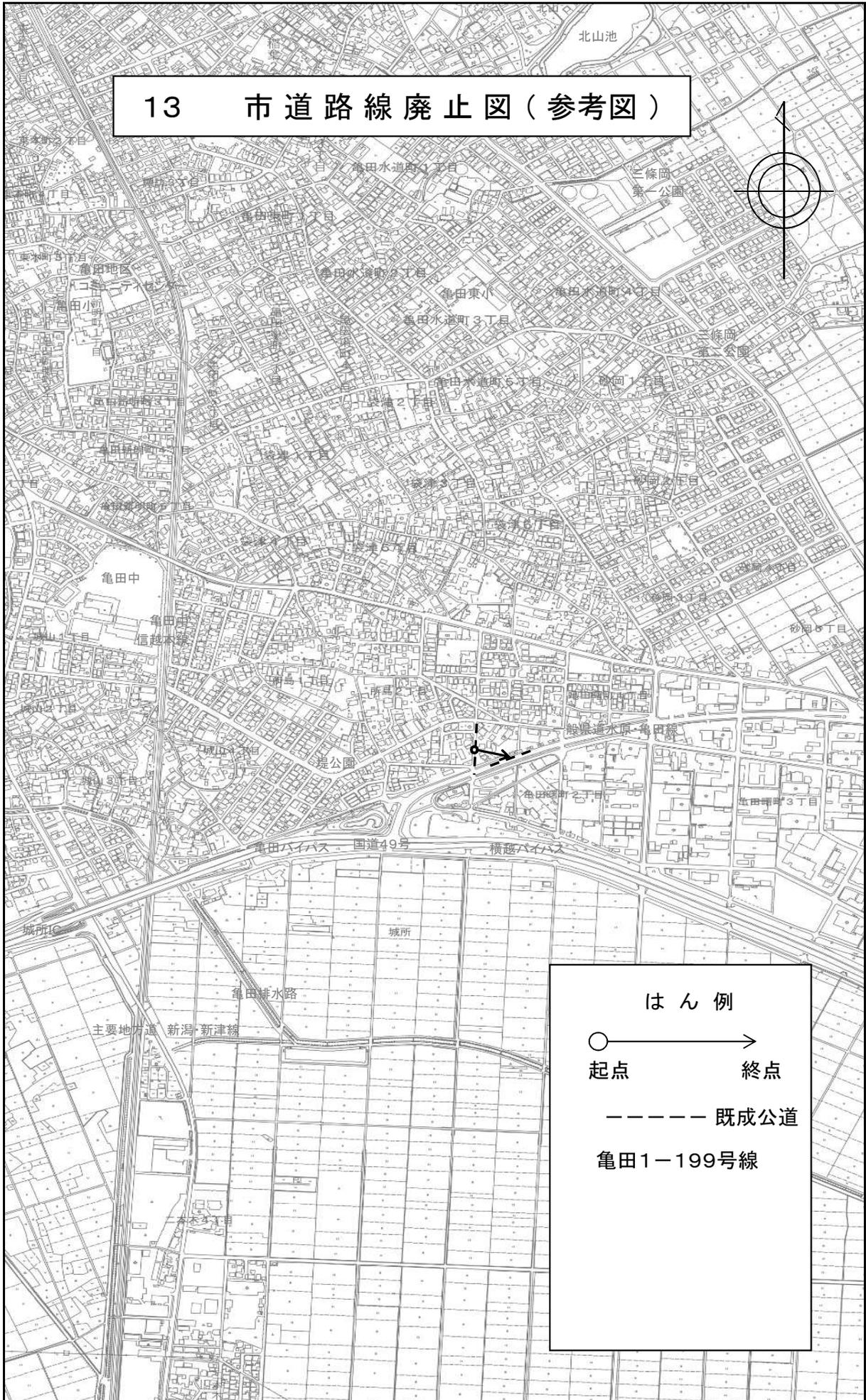
----- 既成公道

黒崎1-449号線

12 市道路線廃止図（参考図）



13 市道路線廃止図（参考図）



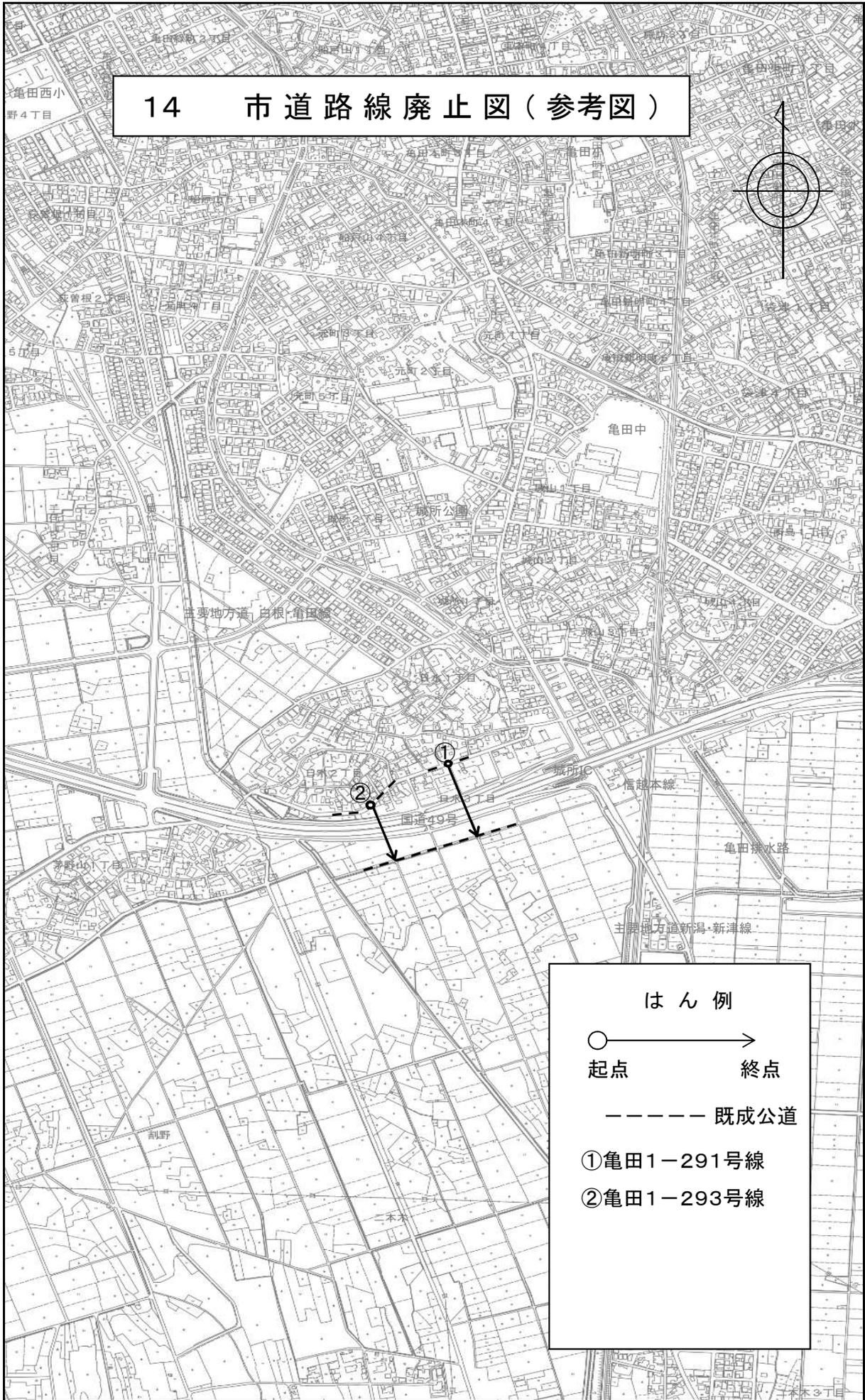
はん例

○ → 起点 終点

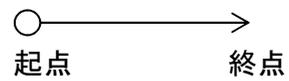
----- 既成公道

亀田1-199号線

14 市道路線廃止図（参考図）



はん例

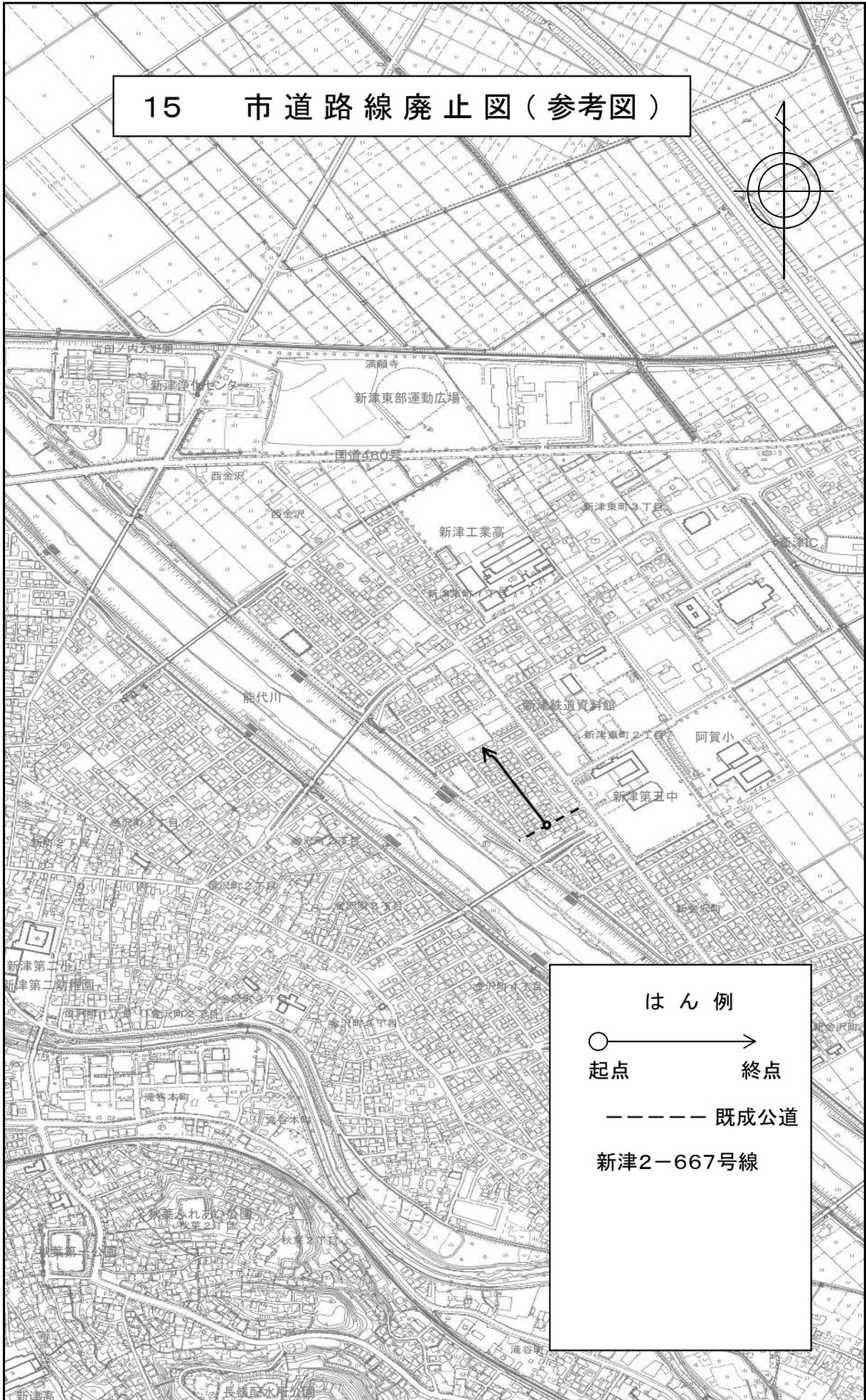


----- 既成公道

① 亀田1-291号線

② 亀田1-293号線

15 市道路線廃止図（参考図）



はん例



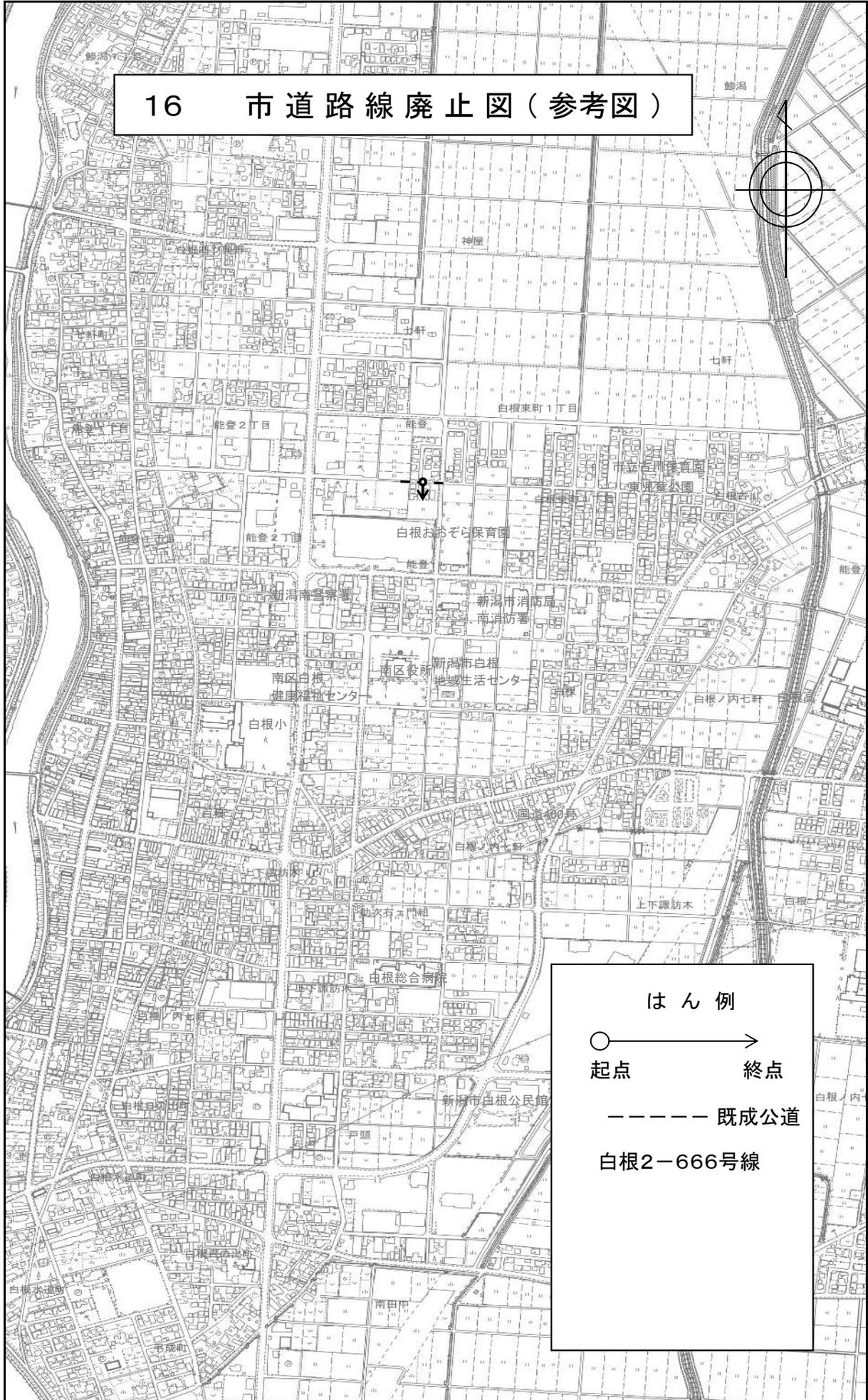
起点

終点

----- 既成公道

新津2-667号線

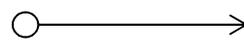
16 市道路線廃止図（参考図）



17 市道路線廃止図（参考図）



はん例



起点

終点

----- 既成公道

西川2-114号線

議案第75号

監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任したいので、議会の同意を得たい。

令和3年9月10日提出

新潟市長 中原 八一

伊藤 秀夫

議案第76号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を得たい。

令和3年9月10日提出

新潟市長 中原 八一

瀬賀 弥平

議案第77号

財産の処分について

次の財産を売り払うものとする。

令和3年9月10日提出

新潟市長 中原 八一

財産名	所在地	数量
土地	新潟市北区東栄町2番1	57,476.97平方メートル (うち新潟市持分 18分の6)

議案第78号

契約の締結について

次のとおり委託契約を締結するものとする。

令和3年9月10日提出

新潟市長 中原 八一

工事名	契約金額	契約の相手方
新潟駅周辺整備事業 に伴う万代広場上空 東西連絡通路整備工 事の施行に関する協 定	5,100,000,000円	群馬県高崎市栄町6番26号 東日本旅客鉄道株式会社 上信越工 事事務所 所長 関口 司

議案第79号

未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により，令和2年度新潟市水道事業会計未処分利益剰余金のうち，1,565,371,454円を建設改良積立金に積み立て，1,324,287,969円を資本金に組み入れるものとする。

令和3年9月10日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 80 号

決算の認定について

令和 2 年度新潟市下水道事業会計決算，令和 2 年度新潟市水道事業会計決算及び令和 2 年度新潟市病院事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 10 日提出

新潟市長 中原 八一

決算書及び決算審査意見書は，別冊のとおり。

報告第4号

継続費精算報告書の報告について

地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定に基づき、継続費精算報告書を次のとおり報告する。

令和3年9月10日提出

新潟市長 中原 八一

令和2年度 新潟市継続費精算報告書

(水道事業会計)

款	項	事業名	年度	全体計画			実績			比較			
				年割額	左の財源内訳		支払義務額	左の財源内訳		年支発生額と義務の差	企業債	左の財源内訳	
					企業債	自己資金		企業債	自己資金			企業債	自己資金
1	1	建設費	28	63,180,000	46,000,000	17,180,000	41,490,000	38,000,000	3,490,000	21,690,000	8,000,000	13,690,000	
		配水場施設整備事業	29	338,008,000	250,000,000	88,008,000	333,773,280	258,000,000	75,773,280	4,234,720	△8,000,000	12,234,720	
			30	209,952,000	155,000,000	54,952,000	208,505,222	155,000,000	53,505,222	1,446,778	0	1,446,778	
			元	546,480,000	404,000,000	142,480,000	568,170,000	404,000,000	164,170,000	△21,690,000	0	△21,690,000	
			2	1,020,600,000	756,000,000	264,600,000	800,266,960	560,000,000	240,266,960	220,333,040	196,000,000	24,333,040	
			計	2,178,220,000	1,611,000,000	567,220,000	1,952,205,462	1,415,000,000	537,205,462	226,014,538	196,000,000	30,014,538	